

平成 23 年度 文京区障害者地域自立支援協議会

平成 24 年 1 月 18 日 午後 3 時～4 時 45 分

文京シビックセンター3F 障害者会館 A+B

出席者 会長:高山直樹 (東洋大学 社会学部社会福祉学科教授)

副会長:古川俊一 (東京大学医学部附属病院 リハビリテーション部助教)

委員:吉田美奈子 (文京区身体障害者相談員)

横森優 (文京区社会福祉協議会 事務局次長代理)

小森谷雅弘 (文京区民生委員・児童委員協議会)

増岡登志子 (飯田橋公共職業安定所 専門援助第二部門統括職業指導官)

柳田礼子 (東京都立精神保健福祉センター)

安達勇二 (あせび会支援センター 施設長)

森田妙恵子 (有限会社 トチギ介護サービス取締役)

松下功一 (社会福祉法人 文京槐の会 サービス管理責任者)

三股金利 (大塚福祉作業所 施設長)

行成裕一郎 (エナジーハウス所長)

竹澤正美 (福祉部長)

宮本真理子 (保健衛生部長)

佐藤祐司 (文京区知的障害者福祉司)

大久保延広 (文京区身体障害者福祉司)

國村紀子 (精神保健相談員)

幹事:椎名裕治 (文京区福祉部障害福祉課長)

新名幸男 (文京福祉センター所長)

深山紀子 (文京区保健衛生部保健サービスセンター所長)

石澤清光 (文京区福祉部就労支援センター所長) (委員 21 人)

協議会の概要

- 1 地域福祉保健計画における障害者計画の改定について 午後 3:00～4:00
 - (1) 障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聞く場」の開催結果(概要)
 - (2) 障害者部会シンポジウムの開催結果(概要)
 - (3) 地域福祉推進協議会 障害者部会の検討状況について

- 2 自立支援協議会について 午後 4:00～4:45
 - (1) 自立支援協議会における検討状況等
 - (2) 今後の地域自立支援協議会について
 - ① 自立支援協議会の法定化
 - ② 他の協議会との関係
 - ③ 専門部会について
 - ④ 平成 24 年度相談支援に係る新規事業
 - 障害者虐待防止事業
 - 障害者 24 時間安心相談等支援事業

検討事項の会議録

1 開会・会長あいさつ

高山会長 今年度は、文京区の障害者計画の改定作業をしている。きょうは、その中間の報告がまとまったため、自立支援協議会から意見を述べる趣旨がある。

この協議会のメンバーにも、障害者計画の改定にかかわっている方もいる。また、改定には、障害者権利条約のスローガンである「本人の声を無視してつくるな」に基づき、さまざまな当事者の声を聞かせていただいた。また、11月にはシンポジウムを開き、各障害別に計画に対する思いをお聞きし、計画の中当事者の声を盛り込んでいる部分も多々ある。

しかし、法律上の計画でもあり、制度的なもので限定される部分もある。また、3月11日の大震災があり、防災に関する計画も、今までよりも盛り込んでいる。そのため、少し厚い資料であるが、ご意見をいただきたい。

また、この地域自立支援協議会の3つの専門部会の活動状況を確認し、今後の協議会と部会の内容やあり方にも意見をいただきたい。

今、自治体ごとで自立支援協議会の特色が出てきている。例えば子ども部会や当事者部会といった動きである。文京区の独自性を持った協議会と専門部会として推進していきたい。よろしく願います。

事務連絡(本日の出欠席者の確認、席上資料の確認)

高山会長 それでは、本日の会議の進め方の説明をお願いします。

椎名幹事 段取りは、会長あいさつのとおり、障害者計画の改定に伴い、自立支援協議会の意見を聞くことである。また、自立支援協議会の各専門部会の活動状況等を報告したい。

議題1「地域福祉保健計画における障害者計画の改定について」

高山会長 それでは議題1「地域福祉保健計画における障害者計画の改定について」の説明をお願いします。

椎名幹事 障害者計画の改定に当たり、当事者の意見を十分に反映させるため、400人近い方の意向調査等を行った。その後、改定がある程度進んだ段階で、意見を聞く場を開催し、当事者にお話等を伺った。自立支援協議会の相談支援部会が中心となってお聞きした。

障害を部門別に4つに分け、例えば知的障害では、施設の利用者の方が3人、就労している方1人を5人の委員で聞いた。

<以後、配布資料を読み上げる。>

高山会長 この意見を聞く場に関して、ご質問等あるか。あるいは、これに参加していただいた委員もいるかと思う。行成委員どうか。

行成委員 私は、精神障害部門の司会をした。予想より人が集まり、内容も意見も充実しており、1時間半ぐらい出続けた。印象的だったのがショートステイで、例えば親とけんかしたとき、一時的に距離を置きたいとか、即入院というケースではないショートステイの話があった。

作業所や施設は、同じような内職など、仕事のバリエーションがないので、もっとあればいいという話があった。

震災の話もあり、薬を飲むための水の確保が不安だという意見があった。私も仕事で、障害者に接しているが、改めて聞くと、自分の気づかなかったことがあり、有意義だった。

高山会長 安達委員、いかがか。

安達委員 どういう意見が出るか、偏るか、いろいろ思っていたが、皆よくしゃべり、自分の困っていることをよく理解し、的確に要望や困っていることを出していたのではないかと。

また開いてほしいということで、定期的な開催が大事と思いながら話を聞いていた。みんなで話をまとめていけるのではと思っている。

高山会長 安達委員の言うように、このような会をもっとやってほしいという要望はいつもあがる。これは一つのポイントになるであろう。知的障害部門はいかがか。松下さん。

松下委員 私は、出席していないが、その後のシンポジウムも含め、知的障害のある方が、こういう場で自分の意見を言うということ自体がハードルが高いため、どこまで言えたか心配だと感じている。

事前に練習してしまうと、また意味が違ってしまう。ありのままの意見を多くの人の前で言うとい

うことが一番の難しい方々であるため、どういう手を差し伸べる必要があるのかという議論になっていくといいと思っている。

高山会長 ほかに、どうか。

佐藤委員 この意見を聞く場とシンポジウムの参加者で同じ方がいた。シンポジウムでの発言では、やっぱり少しなれたのか、自分の言いたいことが少し言えていたのではと感じた。

高山会長 知的障害部門では、松下さんのように、当事者の方をどう支援するかを、支援者の方が逆に感じたのではないか。ただ、それぞれ意見を持っておられると思うので、継続していただきたいと思う。精神障害の部門、國村委員は。

國村委員 私は、一緒に意見を言う立場の者として参加した。皆さんから意見が出ないことを想定し、こちらから引き出す役割をすることを考えていたが、皆さん、ご自身の思っていることを言える力があつた。

いろいろ訓練を経て、力がついてきている方たちということもあるのだろう。印象的だったのは、互いを思いやる意識が非常に強かったことである。ご自身のためだけではなく、同じ仲間たちのことを思いやって発言しているところが非常に印象的だった。

高山会長 ありがとうございます。身体障害者部門はどうか。

大久保委員 障害者を中心に置き、障害者のニーズと一緒に考えることが大切だという話があつた。今回この計画の改定に当たっては、ヒアリングや意見を聞く場を設けたので、こういう情報交換等大切さへのご意見や、地域で長く暮らしていく上で、地域とかかわりをどのように持っていくか、工夫する必要があるという意見が出た。

高山会長 ほかに、身体障害に関して。吉田委員。

吉田委員 いろんな話があり、本当に時間を切るのが大変だったと思う。身体障害としての、私の印象は、やはり聴覚障害の人とコミュニケーションを取ることが難しいということ(注: 吉田委員は視覚障害者である)。言っていることが微妙にずれてしまう。もう少し時間をかけて話ができたら

いいと思った。議論はすごく活発で、次回に通ずるといいと思う。

今回よかったのは、障害福祉課の方が、いろいろな人を集めてきてくれたことだ。シンポジウムや意見を聞く場も、視覚障害でも会の代表等ではなく、違う人を呼んでいた。そういう意味で、違った人の意見を聞いたのではないか。

高山会長 ほかに、いかがでしょうか。児童部門は。

新名幹事 児童部門は、時間を大分オーバーしてさまざまなご熱心な意見をいただいた。

参加いただいたのが、福祉センターの父母会、あるいは特別支援学級の連絡協議会、保育園、育成室の利用者の保護者で、さまざまな年齢の保護者にご参加いただいた。意見の中で一番多かったのは、主な意見の2番目にある心のバリアフリーであった。これを目指すのであれば、障害のある子もない子も小さいうちから一緒に生活できる環境を整備してほしいということで、特別支援学級、今4校だが、それをふやしてほしいという意見であった。

高山会長 ほかに、この全体を通してでも結構だが、いかがか。

(発言する者なし)

高山会長 よろしいか。これからやらねばならない点、工夫が必要な点も出てきた。今後もこれをいかしていきたい。ありがとうございました。それでは、次の説明をお願いします。

椎名幹事 資料第2号に基づき、「障害者部会シンポジウムの開催結果」について報告する。

<以後、配布資料を読み上げる。>

高山会長 ありがとうございました。何か感想、意見があれば。どうぞ、吉田委員。

吉田委員 シンポジウムは、時間が足りなかったと思う。各障害の生の声が聞けたところで終わってしまい残念だった。もう少し突っ込んで議論し、その関連から、次の何かができたらいいと感じている。この1度で終わってしまったら、シンポジウムの形になっていない気がする。もう少し進めてほしい。

身体、知的、精神障害で、それぞれ支援の仕方が違う。それをみんな支援することが、すごく無理があるということを感じている。

もう一つ、ビデオの中のチエさんのような、支援が受けられた方というのは何人ぐらいいるのか

が、知りたいと思った。

高山会長 パネリストが6名であったので、時間的に厳しかったかもしれないが、私は、思った以上にいろんな話が聞けてよかった。しかし、吉田委員のように、ここで終わらせず深める、あるいは、それぞれの障害別にまた深めることも必要かと感じた。その工夫がこれから必要かと思った。

椎名幹事 アンケートの中でも、そういった意見はあった。例えば民生委員のお話でも、最初の一步としてはこれでいいのではないかと。ただ、やはりこれを、次へつなげ、深みのあるところにいつてほしいという意見も、出されていた。

高山会長 ほかには、いかがか。初めての試みだったが、ここでも意見を伺ったことで、これもある意味で計画に反映していく形になっている。定期的にもいいかもしれない。ほかには、よろしいか。

(発言する者なし)

高山会長 それでは次に、「部会の検討状況について」説明をお願いします。

椎名幹事 それでは、資料第3号に基づき説明する。

資料3号自体は1枚で、これまでの経過が書いてある。あわせて、かなり厚い資料もあるが、内容にも少し踏み込み、重点的な施策を説明する。

<以後、配布資料を読み上げる。>

高山会長 ありがとうございます。何か質問はあるか。

椎名幹事 今は、中間のまとめから、パブリックコメントを実施し、そこから最終に向けて修正をしている段階である。これまでの専門部会においていただいた多くの意見も踏まえて、改定作業をしていたが、改めてご意見があればお願いしたい。

高山会長 実は、私はこの部会の部会長をしている。6回の部会を開き、来週に7回目を行う。今日、ご意見をいただいたらそこに反映させていきたい。この部会では、当時者の方の意見をいかに聞くかを相当議論してきた。それには、意向調査や、あるいはシンポジウムの開催、あるいは

は意見を聞く場を通じて、幅広く意見を聞き反映させるということ。まだまだ難しい面もあるが、当事者の参画ということが、プロセスの中にある。

もう一つは、相談支援体制の強化が必要である。特に24時間の緊急相談体制の整備、あるいは総合的な相談支援、また特に障害者虐待防止法が成立し今年の10月1日から施行される。そこも視野に入れた権利擁護の仕組みへの意見も出ている。

地域生活支援の充実では、子どもから大人まで切れ目ない、縦のケアマネジメントも加味してある。

また、まだ混沌としているが、障害者自立支援法の改正、いわゆる障害者総合福祉法という流れがある。これに対応していくことも、念頭に入れている。現在、各種制度が過渡期の中であるが、そこを踏まえながらつくっている。

よろしいでしょうか。承認というか、この内容で自立支援協議会から、障害者部会に持っていく。ありがとうございました。

議題2「自立支援協議会について」

高山会長 それでは、次の議題「自立支援協議会について」事務局から説明をお願いします。

椎名幹事 それでは、5ページ、資料第4号を見ていただきたい。

本協議会では、具体的な検討は各専門部会で検討され、専門部会長から、年度末に報告をもらっている。きょうはこの機会に、現在の検討内容の途中経過を、お示ししたい。

<以後、配布資料を読み上げる。>

高山会長 それぞれ3部会の活動、検討状況である。何か質問は、いかがか。

相談支援の部会長、安達委員。私はこの相談支援専門部会の定例会議が非常にいいと思っている。あれはどれぐらいやっているのか。

安達委員 今年、2回を予定しており、2月の初めに2回目が予定されている。

高山会長 これは3障害の事業所が、事例検討、困難事例を含めて検討する場。

安達委員 そのような場である。事例を出し合っている。

高山会長 若いスタッフを含めて、多いときで30名ぐらい参加しているのでは。

安達委員 多いときは、そのぐらいになる。

高山会長 非常に活発で、顔が見える関係性になっている。いいと思う。

安達委員 吉田委員の話にもあったが、それぞれの障害により課題や不便であるところが違うため、相談支援は支援者にとっても、かかわりの角度が違う。それが3障害合同でやると、まず、それぞれの基本や事例を出し合って、共通の認識を持たないと、支援者間で会話のやりとりが難しくなる。この事例検討会で、事例を聞きながら、お互いにアドバイスを繰り返す中で、それぞれの支援の地平が見えてきているという状況である。

高山会長 相談支援部会の外の委員、いかがか。

森田委員 私は訪問介護の事業所をしている。あせび会やエナジーハウスさんの何十年にもわたったかかわりの事例を聞くと、私どもの訪問介護の事業所には、あのような事例のケースは、ないかと思う。一方、サービス内容を考えたとき、介護保険で動くヘルパーが障害のヘルパーとして入ると、サービス内容について、何か納得できない部分ができることがあり、私たちの課題になっている。

高山会長 横森さん、何かあるか。

横森委員 相談支援は、社協でも力を入れていかなければならないところである。社協自体、障害者部門は弱いと言われているところがあり、定例会議の事例等を勉強し、仕事に取り入れられたらと思っている。

高山会長 ほかに。就労支援はいかがか。

増岡委員 「意見を聞く場」で、精神障害の方の参加がとても多かったことがすごく印象的であっ

た。ハローワークの窓口でも精神障害の方がふえており、就職の数もふえている。

しかし事例を聞いていると、雇用率などから雇うが、会社の中で、上の人は理解しているが、下まで下りてなくて、うまくいかないケースもある。精神障害の場合は、障害に見えないところがネックになるようで、時間を短くするなど、就労を続けていけるにもかかわらず、普通の人と同じようにやりなさいと言われ、うまくいかなくなってしまうケースもある。ハローワークでも雇用トータルサポーターを配置して、その会社にもアドバイス等を入れることになっているが、難しいところもある。

身体障害では視覚障害の方が特に難しい。窓口で紹介するときも、企業から「うちではちょっと難しい」とか、「どういう仕事をやってもらったらいいかわからない」ということが多い。最近では、中央雇用情報センターの無料で使える支援機器の話などを紹介している。

また、以前に施設の職員から業務にバラエティが欲しいというご意見もあった。ハローワークでも、精神障害の方をチャレンジ雇用で雇っているが、仕事内容が限定されてしまっている。その意味で、「仕事出し」が、今後も関係者も含めて必要になると思っている。

高山会長 行成委員は。

行成委員 一般の障害者雇用のルートであるハローワークで障害者雇用枠で働くことの支援と違い、正規雇用ではないが、地域のお寺とか小さいお店とかの協力を得ながら、フォーマルな支援ではなく、身近な就労支援が見つかるといいと思っている。たしか就労支援センターでそのような試みを検討していたかと思うが。その実を結ばせ、こういう会議等で支えていけたらいい。

高山会長 スタッフの制度でもある。石澤幹事は。

石澤幹事 就労支援専門部会では、昨年度出た課題の中で、地域の身近なところを含めて、産業界とのかかわりが持てればいいのかという課題が出ていた。そこで今年度の取り組みとして探っている。まず商工会議所・ライオンズクラブ・ロータリークラブ等の名前が出てきた中で、商工会議所にアプローチをかけたが、どういった形で接点を持っていたらいいかで難しい。現在、商工会議所より地域に密着している、商店街でのイベントなどから、かかわりを持って、障害者の方とのつながりを持っていければいいと考えている。また、商店街連合会には、地域の作業所の仕事をアピールする取り組みを、専門部会を通じて行っている。

高山会長 委員の数も一番多いので、各方面の方が多く集まっておられるので、いろんな意見が聞けるのではないかと。

石澤幹事 昨年度、小部会を開きピンポイント的に分けて検討して、よかった面があったが、やはりほかの分野についても話を深めたい面もあり、今年度は全体会方式で進めている。

高山会長 はい。権利擁護専門部会、いかがか。

横森委員 権利擁護専門部会は、部会長が毎年代わり、毎年リセットされ、なかなか進まない部分もあるが、事例検討を経て、支援体制の検討や、ネットワークづくり、ワンストップサービスも、来年度以降も引き続き検討していかねばと考えている。

その一つの方法として、権利擁護支援マップをつくることを事務局から提案して、皆様の意見をいただいたところである。討議だけではなく形になるものを少しずつ出していければと思っています。

高山会長 権利擁護の社会支援のマップづくりを始めたということである。三股委員、いかがか。

三股委員 テーマが多様にわたり、なかなか難しいのが現実である。権利侵害には、いろいろなケースがある。虐待防止センターができるが、そのセンターだけで機能するかどうか、それを補完するネットワークという言葉が出ていたが、補完するシステムが必要ではないかと感じている。

高山会長 ほかに。

松下委員 実際に、権利侵害を発見したときに、もしくは相談を受けたときに、どのような対応を取るのかが、具体的に制度として決まっていなくて動けない。また事実確認自体が非常に難しいケースが多い。そのため今までつながっていた関係が、それをきっかけに壊れてしまうことがあるので、本当に取り扱いが難しい。なかなか決定打がなく頭を悩ませている。

高山会長 後ほど、障害者虐待防止条例の説明があるが、それに連動していかねばならない。ほかに、いかがか。

(発言する者なし)

高山会長 次に、今後の地域自立支援協議会について説明をお願いします。

椎名幹事 今後の自立支援協議会を考える上で押さえなければいけないのが、4月から法定化である。資料5-1である。

<以後、配布資料を読み上げる。>

文京区の場合、考えるべき幾つかの課題がある。資料第5-2号の文京区乳幼児発達支援連絡会である。これは平成22年度末に発足し、乳幼児、特にゼロ歳から5歳までを対象に課題等に対し効果的な支援をしていくために設置をしている。こちらと地域自立支援協議会との連携も必要になってくる。

次の資料5-2号では、幾つか会議体が並んでいるが、中央が特別支援教育連携協議会である。特別支援教育、学齢期における学校の特別支援教育についての連携協議会である。左に、乳幼児発達支援連絡会、学齢期には特別支援教育連携協議会が対応となる。地域自立支援協議会は、ライフステージ別に大人だけを対象にするということではなく全体であるが、それぞれの目的に合わせて、これらの協議会とも連携の必要がある。

これらを踏まえ、専門部会の今後としては、現在3つの専門部会で自立支援協議会は運営しているが、この体制を、さらに効果的なものとしていきたい。

参考に、22ページと23ページは、東京都内の区市町村の自立支援協議会と専門部会の設置状況と検討状況、検討回数等である。

また24ページは、自立支援協議会の運営マニュアルであるが、自立支援協議会は、段階的にステップを踏んで進化し、検討体制が構築されていくという資料となっている。

最初は、相談支援事業者がない状況から、最終型の第V期で、地域支援ネットワークが充実してきた段階を目指す。

私どもの自立支援協議会と相談支援の現実からは、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ期が混在している状況かと思う。今後のステップアップに向けた資料である。

さまざまな連絡会だとか協議会と連携を踏まえつつ、専門部会のあり方を検討し、次回の協議会には、新しい専門部会が必要であれば、提案していきたい。

高山会長 ありがとうございました。法定化だが、法定化されたから内容が充実するわけではな

い。しかし、まだつくっていない自治体もある、あるいは、計画しているところもあるというのも事実である。そういう意味では、いろいろな取り組みをしている段階である。

そして、さらにこの協議会を発展させるということで、文京区乳幼児発達支援連絡会、それから文京区特別支援教育連携協議会の紹介もあった。

今後の専門部会のあり方についても、ご意見をいただきたい。先ほどの連絡会や協議会への質問はあるか。

安達委員 今の専門部会、3本立てだが、これを足したらいいのではという話でも良いのか。

高山会長 そうゆうこともある。

安達委員 22ページの各地域自立支援協議会の設置状況の中で、大田区と豊島区で防災部会がある。障害者に焦点を絞った防災部会をやり、防災課に情報提供したり、連携する形がいいと思う。隣の豊島区の話などを聞き、いいと思っていが文京区では。

高山会長 防災部会、どういう形でやっているのか。

安達委員 どういう形か、中身は聞いていない。

椎名幹事 地域防災計画はそれぞれの区にあって、それは全部の計画である。その中で障害部門は当然出てくる。ハード面での整備等は難しいだろうが、例えば医療的な配慮や地震のときの対応などに特化したものは検討できると思う。

安達委員 この間の震災で、それぞれの障害で、すぐ必要となるものが違っていたと感じる。私たちのあせび会は、精神障害者で支援センターをやっているが、あせび会自体の母体は希少難病患者全国連合会で、難病関係で全国に会員がいるのだが、被災時に、その障害や病気の当事者でないと理解できない問題というのが、当たり前だがあって、それが理解されなくて苦しんでいることがあった。事前に不具合や困ることをまとめておく必要があるとすごく感じている。

その際、区の防災課中心でやるだけでは、吸い上げにくいのではないかと感じた。防災課の話聞いても、それは感じた。どうか。

高山会長 この防災部会は、障害者だけではなく、地域住民の方々といかに連携をとるのが、大切になってくると思う。そういう意味で、小森谷委員、いかがか。

小森谷委員 本当に大変なことだろうと思う。自宅の隣に障害者施設があり通所者が来ている。いざという事態に、町会、民生委員がかかわり合えるか。健常者だけでも大変で、わからない。私たちが動けるかどうか、わからないが。

高山会長 だから、両方であろう。住民の方々、町会、民生委員の方々の連携が必要になってくる。

三股委員 この障害者計画の中の重点課題に、6番目に「災害対策と緊急事態に対する支援」が挙げられているが、計画のほうに対応する部分は、この5番の「ひとにやさしいまちづくりの推進」で吸収されていると思うが…。

高山会長 重点課題が、例えば10あれば、1つの大項目の中に3つあっても、逆にゼロでもいいというところで…。

三股委員 5番までが対応していたので…。

高山会長 そのところは、言われたとおり、「まちづくり」の中に入っている。

三股委員 どこでも「ネットワーク」という言葉が出てきて、いわばキーワードである。「人的支援のネットワーク」と出てくるので、これは理念だけではなく、具体的な構築に非常に興味があるもので、計画としてどうなっているのか気になっている。

高山会長 22ページにあるが、全国のいろいろな部会や23区を見ても、例えば新宿区は、支援技術開発部会がある。いわゆる専門性を高めるところである。それから、墨田区は卒後対策部会がある。それから、ケース・サービス検討会。江東区は、精神部会として、精神障害を独立させた部会がある。大田区も精神障害者の就労支援部会という、就労の中の精神障害者に限定している。北区では、ケースマネジメントモデル作成部会がある。いわゆるケアマネジメントの様式を、統一することを始めようということである。足立区は、高次脳機能障害とか発達支援、ある

いは地域移行の促進部会がある。足立区は入所施設が多いため、地域移行の部会がある。武蔵野市では、障害当事者部会がある。

それぞれの自治体の歴史や関係性やもとのネットワークをいかしつづられている。これが3年、4年たってくると、形骸化したり、改編したりで、今になってきている。文京区も、今までやってきたことを踏まえてそれを強化したり改編したり、あるいは新しいのをつくったり、あり得る話だと思うので、今日ここで決めるということではないが、ご意見を伺えればと思う。

吉田委員 字面だけ見て、障害別に分かれていますね。私は、障害別というのは必要かと思う。その中で、重なり合う部分、協力し合う部分を一緒に話し合っていてきてくるのかと思う。

防災の話でも、防災課は今、いろいろな意見を聞き始めたところで、視覚障害者として、防災課には申し入れができていっているようになっている。災害は地震だけでなく、いろいろあるため、ほかの災害も全部見てほしいと、そういう部分の同意をつくり上げる中で、少しずつできていると思っている。専門部会をつくるのであれば、障害別に分けたほうが、意見は出ると思う。

高山会長 ありがとうございます。それもちょっと議論を深めるべきである。障害別と、統合。これは、そうしなければならぬが、矛盾する部分もあるので、ずっと残っていくであろう。ほかに、何かあるか。

椎名幹事 今、年度毎で検討をしているが、それぞれの課題によって、年度で切れるものばかりではない。必ずしも3月までに何かを決めなければいけないとか、4月から始めなければいけないというものではないと思う。柔軟に始めて、柔軟に設計する、そして柔軟に終わらせるのが良いのではと思う。

高山会長 各専門部会からも派生することもあるかもしれない。この辺を各専門部会において、ぜひ検討していただきたい。また、私たちの親会も、検討を続けていくということで、よろしくお願いしたい。

次に、平成24年度相談支援に係る新規事業の紹介があるので、その説明をお願いします。

椎名幹事 次第では、自立支援協議会という大きな枠の中に入っている。相談にかかわる新規事業ということである。

資料第5-3、障害者虐待防止事業である。

<以後、配布資料を読み上げる。>

椎名幹事 次に資料第5-4、「障害者24時間安心相談等支援事業」である。

<以後、配布資料を読み上げる。>

高山会長 ありがとうございます。この二つ、障害者虐待防止事業と24時間安心相談等支援事業は連動する。この新規事業、うまく連携をとっていただきたい。

何かご質問等は、あるか。

吉田委員 緊急時・・・というのは、いつから開始ですか。この365日、24時間の相談体制ができるが、つくらなければいけないのか。

この「緊急時」は、緊急時のための365日、24時間という意味か。それとも、安心のところの相談事業なのか。

高山会長 「緊急時」の定義を。

椎名幹事 相談支援事業は、障害者については、いつでも相談できるという状態ではない。例えば真夜中ではできないわけだが、そういった場合にもできるよう考えている。本当の緊急であれば、救急車を呼ぶほうがいいのかもしれないが。どこまでが緊急で、どこまでが緊急じゃないか。なかなか難しい。

今、3障害と言ったが、精神障害の方等、自分で思った「緊急時」が緊急時ということになると思っている。主体的なもので、明確な定義はない。

吉田委員 今、福祉センターで相談やっている。夜間ではないけど。昼間の相談業務は、障害者施設に残してほしいと思う。これからどういったところがその事業を引き受けてくれるかわからないが、形が変わるのか。

高山会長 変わらなくて、新たなものである。

吉田委員 新しくつくられる？

椎名幹事 そのとおりである。

高山会長 新たに新規事業で、土日や休日も24時間体制でやる。

吉田委員 ということは、今ある福祉センターの相談業務はそのまま残して。

高山会長 そこはそのままである。

椎名幹事 プラスということ。

吉田委員 わかりました。それで、この言葉を聞いてふっと思ったのは、精神障害の方も緊急でここに相談ができるようになったら、多分、時間構わず相談が寄せられるのでは。

椎名幹事 適切な対応をするためには、身体障害、知的障害と精神障害は別の事業者になると思う。そして、連携もする。

吉田委員 同じ場所ですか。

椎名幹事 同じ場所とは考えていない。

高山会長 例えば精神障害の緊急時のショートステイのニーズはいっぱいあるのか。

安達委員 山ほどある。

吉田委員 新しくできる福祉センターの相談の場とは別に設けられるのか。

椎名幹事 それとはまた別である。

吉田委員 事業としてそれはあると。

椎名幹事 新福祉センターは3障害に対応する施設にはなるが、24時間対応とするかは、まだ決

まっではない。

高山会長 大分時間を超過した。他に何かあるか。

(発言する者なし)

高山会長 特に虐待に関してだが、10月1日施行であり準備期間があるが、それまでに虐待に関して3部会で、ぜひ取り組んでいただき、特に虐待防止に関しての権利擁護部会なんかは直結する問題であるのでお願いしたい。

もう一つ、これは区かもしれないが、障害者虐待防止法は、絶対虐待を起こしてはならないという機運を高める必要がある。その意味で、自立支援協議会が主催でもいいが、研修や啓発を積極的にやり、10月1日の施行を迎えられればと思う。よろしくお願いしたい。全体を通してほかに何かあるか。

(発言する者なし)

その他

高山会長 はい。何か、事務局は。

椎名幹事 今後、今日のご意見も含め、来週行われる最終の障害者部会で最終案を検討していただく。また、パブリックコメント等も勘案させながら、最終案を整理し、地域福祉推進本部、協議会にも出し、最終的には3月の末に決定となり、冊子としてでき上がる。

今回の冊子は、今までとは違い、障害者計画だけで1冊という形になり、皆様のところにお届けできていると思っている。

閉会